

食品接触材料安全センターメールマガジン No.71（2023年9月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このコラムは、改編 PL の最新情報を紹介しています。今回は、2023年8月23日会員説明会の Q/A の中から、留意すべき 2 つのテーマを紹介します。

●消泡剤

Q：合成樹脂を製造する際に使用する消泡剤について、ポジティブリストの添加剤に該当する場合と該当しない場合を教えてください。

A：ポジティブリストにおける添加剤は、分子量 1000 未満の有機低分子物質で基材の物理的又は化学的性質を変化させるもの、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられているものと整理している。そのため、「消泡剤」の添加剤への該当については、それぞれの事業者がこの整理を踏まえ、添加剤に該当するか否かを判断する必要がある。

例えば、最終製品の成型性に対しての効果を期待して使用したものは、基材の物理的な性質を変化させるものであり、最終製品に残存して効果発揮しているため PL 対象となります。一方、モノマーから共重合させ基材を製造する際の触媒や添加剤を製造する際に用いたものは PL 対象外となります。また、塗膜においては、硬化後の塗膜面を平滑化する目的で原料として使用されている場合は、PL 対象となります。

●材質区分

Q：これまでのように、モノマーの組み合わせによって、どちらかの区分に特定できるようになりますか。基材の材質区分について、「1 又は 3」、「2 又は 3」、「4 又は 5」のように記載されているものがありますが、現材料メーカーから容器等製造事業者への情報提供の際には、このまま 2 つの区分を提供することになりますか。

A：モノマーの組み合わせだけでなく、融点、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度等の耐熱性での判断が必要な場合があります。添加剤の使用量に関係しますので、下流メーカーへ情報提供する場合は、該当する区分を選択して提示していただく必要があります。

PL 制度は告示の公布に向け最終段階にあります。センターはこうした最新情報をメルマガや会員説明会を通じタイムリーに提供していきます。

■食品接触材料安全センター2023年度事業計画について

食品接触材料安全センター2023年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの事業計画をシリーズで紹介してきました。今回は、「関係機関との連携・協力」の中から、国 PL 関係について紹介します。

「関係機関との連携・協力」 国 PL 関係

2023年度は国 PL 改編・再整理、制度運用に関する種々課題への対応等、改正告示関連の大きな動きが予定されている。また、国 PL の既存物質のリスク評価に関しても、厚労省及び食品安全委員会において検討が進められている。このため、厚労省、国立医薬品食品衛生研究所等と引き続き緊密に連絡を取りながら、会員の事業者の立場から提言を行い、意見を反映させるべく活動していく。特に、2023年度は、告示された改編国 PL の確認や調整、運用に関する解釈の確認等に関し、厚労省及び国立医薬品食品衛生研究所等と緊密に連携して対応する。

また、政府における食品衛生基準行政の政策動向につき、引き続き、情報収集等を行う。

(2023年6月5日第3回会員総会の議案資料より)

こうした事業計画の下、センターは、厚労省・国立衛研・関連の業界団体とともに、つぎのようなテーマについて連携・協力を行っています。

- 告示第 370 号における規格基準の改正 (E.用途別規格の改正など)
- 告示の公布に向けた PL 策定 (取りまとめを経て 8 月 4 日～9 月 3 日パブコメ募集)
- PL に収載された既存物質に対するリスク評価の適正化 (ばく露量推定への補正係数の適用)
- 収載もれのあった既存物質の PL 追加収載支援
- 製造基準に係る省令の改正 (取りまとめを経て 8 月 4 日～9 月 3 日パブコメ募集)
- リサイクル材の PL 追加収載支援
- PL 制度に係る Q&A、製造管理に係る手引きの作成
- 新規物質の PL 収載を支援する枠組み作り

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

●農水省「独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に「水産品等食品輸出支援にかかる緊急対策本部」を設置します」令和5年9月8日

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/230908.html

JETRO「水産品等食品輸出支援にかかる緊急対策本部の設置と今後の取り組み」2023年9月8日

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2023/69cd0373e0707b0f.html>

「水産物の輸出先国・地域の転換のための規制対応に係る説明会を開催します！」令和5年9月29日

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/230913.html

●K&H「日本はポジティブリスト開発の最新情報を示す」2023年9月12日

<https://www.packaginglaw.com/news/japan-provides-update-positive-list-developments>

REACH24H「日本の食品接触材料のポジティブリストは間もなく更新される予定で、合成樹脂を製造・販売するメーカーは特に注意が必要！」2023年9月19日

<https://www.reach24h.com/food-contact-material/industry-news/fcm-jp-update>

●食品安全委員会「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（第3回）」令和5年9月28日

https://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_pfas_annai_3.html

●環境省「内分泌かく乱作用に関する OECD 試験法の策定及び改定について（国際的な標準試験法の開発に対するわが国の貢献）」2023年9月14日

https://www.env.go.jp/press/press_02131.html

●EU WTO 通報「G/SPS/N/EU/611/Add.1」2023年9月15日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NEU611A1.pdf&Open=True>

プラスチック規則（PIM）第16次改正を通報。

●EFSA「食品に含まれるミネラルオイル（鉱物油）炭化水素のリスク評価の更新」2023年9月13日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8215>

「分かりやすい言葉による要約：食品に含まれるミネラルオイル炭化水素類(MOH)のリスク評価の更新」

<https://www.efsa.europa.eu/en/plain-language-summary/update-risk-assessment-mineral-oil-hydrocarbons-moh-food>

●欧州議会「EFSA の BPA に係る意見に関する科学的相違」 2023 年 9 月 13 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-9-2023-002653_EN.html

●ECHA 「アジェンダ案 RAC 第 2 回会合、DWD（飲料水指令）WG は RAC-67 へ報告」
2023 年 10 月 4 日

https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/rac_67_dwd_wg_draft_agenda_en.pdf/965bfa71-da3e-d49c-7e59-2c8d62cd229e?t=1694515991576

●欧州委員会環境総局「プラスチック汚染政策へのエビデンスベース」 2023 年 9 月 13 日

https://environment.ec.europa.eu/news/evidence-base-plastic-pollution-policies-2023-09-13_en

●EEA 「広く使用されているビスフェノール A への公衆のばく露は許容される健康安全レベルを超えている」 2023 年 9 月 14 日

<https://www.eea.europa.eu/en/newsroom/news/public-exposure-to-bisphenol-a#:~:text=The%20EEA%20briefing%2C%20based%20on,for%20the%20wider%20EU%20population>

●ドイツ環境省「PFAS に関する参照可能な毒性データの文献レビューと評価」 2023 年 9 月

<https://www.umweltbundesamt.de/en/publikationen/literature-review-assessment-of-available>

●UK 「ガイダンス：パッケージングデータ：拡大生産者責任のためのファイルの作成方法」
2023 年 8 月 16 日

<http://www.govwire.co.uk/news/environment-agency/guidance-packaging-data-how-to-create-your-file-for-extended-producer-responsibility-60056>

●北欧閣僚理事会「2040 年までにプラスチック汚染の終結に向け、システム変革のための 15 の国際的政策介入」 2023 年 9 月 18 日

<https://www.norden.org/en/publication/towards-ending-plastic-pollution#:~:text=The%20E%80%98Towards%20Ending%20Plastic%20Pollution%20b>

[y%202040%E2%80%99%20report.15%20global%20policy%20interventions%20towards%20ending%20plastic%20pollution.](https://www.unep.org/press-releases/2024/09/2024-09-20-report-15-global-policy-interventions-towards-ending-plastic-pollution)

●PlasticsEurope 「ケミカルリサイクルとマスバランスが説明される」 2023 年

<https://plasticseurope.org/knowledge-hub/chemical-recycling-mass-balance-explained/>

●WTO 通報「G/TBT/N/USA/2049 消費者製品に含まれるパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)」 2023 年 9 月 21 日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2049.pdf
&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2049.pdf&Open=True)

●米国「米国国務省はプラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC) を発足」 2023 年 9 月 20 日

<https://www.state.gov/u-s-department-of-state-launches-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic/>

国際自然保護連合 (IUCN) 「プラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC)、新たな官民パートナーシップ」

<https://www.iucn.org/our-work/topic/plastic-and-other-pollution/end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic>

「IUCN は、アスペン研究所、海洋財団、シアリアス・ビジネスとの新たなプラスチック汚染撲滅国際協力 (EPPIC) パートナーシップを主導」 2023 年 9 月 20 日

<https://www.iucn.org/story/202309/iucn-lead-new-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-partnership>

●米国海洋大気庁 (NOAA) 「NOAA は海洋ごみに取り組む 2 つの基金の機会を通じ 28 百万ドルをアナウンス」 2023 年 8 月 28 日

<https://www.noaa.gov/news-release/noaa-announces-28-million-across-2-funding-opportunities-to-tackle-marine-debris>

●ACC 「プラスチック材料に対する課税案は、環境とインフレにとって後退となるだろう」 2023 年 9 月 21 日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2023/proposed-tax-on-plastic-materials-would-be-a-step-backward-for-environment-and-inflation>

●INC-3 局「注釈付き暫定アジェンダ」 2023 年 9 月 23 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43345/230908_DraftAgenda.pdf

「INC-4 の提案日程について地域と協議するための INC 事務局への情報」 2023 年 8 月 23 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43344/DatesforINC4.pdf>

●INC-3 「MEDIA ADVISORY INC 議長は第 3 回交渉に先立ってプラスチック汚染に関する国際協定のゼロ草案を公表」 2023 年 9 月 4 日

<https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/media#MediaAdvisoryZeroDraft>

●INC-3 「UNEP/PP/INC.3/prep/1 2023 年 11 月 11 日暫定アジェンダ」 2023 年 8 月 23 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43383/PrepMeetingProvisionalAgenda.pdf>

●INC-3 「UNEP/PP/INC.3/1/Add.1 注釈付き暫定アジェンダ」 2023 年 8 月 28 日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43384/AnnotatedProvisionalAgenda.pdf>

●UNEP 「第 44 号：プラスチック汚染をなくす機会：世界的な国際的な法的拘束力のある手段」 2023 年 9 月 12 日

<https://www.unep.org/resources/perspective-series/issue-no-44-opportunity-end-plastic-pollution-global-international>

●INC-3 「会期前提出 EU 及び 27 の加盟国 パート a」 2023 年 9 月 14 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/eums_14092023_a.pdf

「会期前提出 EU 及び 27 の加盟国 パート b」 2023 年 9 月 14 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/eums_14092023_b.pdf

(パート a)は、INC-2 で議論されなかった要素、(パート b)は、INC-2 で設置された 2 つのコンタクトグループの共同進行役がまとめた会合間の作業にありうる分野に係る。

●INC-3 「会期前提出 高い野心の連合 (HAC) 共同議長国ノルウェー及びブルアンダ パート a」 2023 年 9 月 15 日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/hac_15092023_a.pdf

HAC 「懸念されるポリマー及び化学物質、及び問題のある回避すべきプラスチック製品の排除と制限に関する共同議長の INC-3 書面提出」 2023 年 9 月 20 日

https://hactoendplasticpollution.org/co-chairs-inc-3-written-submission-on-the-elimination-restrictions-of-polymers-and-chemicals-of-concern-and-problematic-and-avoidable-plastic-products/?_gl=1*8sij6a*_up*MQ..*_ga*OTczNzgwMzI1LjE2OTU0MTkzNTY.*_ga_4VCQ

[FSCBHR*MTY5NTQxOTM1NS4xLjAuMTY5NTQxOTM1NS4wLjAuMA..](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/united_states_of_america_15092023_a.pdf)

●INC-3「会期前提出 米国 パート a」2023年9月15日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/united_states_of_america_15092023_a.pdf

「会期前提出 米国 パート b」2023年9月15日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/united_states_of_america_15092023_b.pdf

●INC-3「会期前提出 日本 パート a」2023年9月15日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/japan_15092023_a.pdf

「会期前提出 日本 パート b」2023年9月15日

https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/japan_15092023_b.pdf

●UNEP「第5回化学物質管理国際会議」2023年9月25～28日

<https://www.unep.org/events/conference/fifth-session-international-conference-chemicals-management>

UNEP「大韓民国はプラスチック汚染撲滅に焦点を当て 2025年世界環境デーを主催する」
2023年9月21日

<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/republic-korea-host-world-environment-day-2025-focus-ending-plastic>

●WHO「WHO 健康とプラスチックの対話」2023年9月14日

<https://www.who.int/news/item/14-09-2023-who-health---plastics-dialogues>

●WTO「プラスチック汚染対話は、第13回閣僚会議（MC13）声明草案に進展」2023年9月23日

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/ppesp_21sep23_e.htm

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HPの整備に伴い、下記URLの一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>